

超重要

さぶろく

36協定

残業

休日
労働

届出していますか!?



届出していないと、**違法**です。
1秒たりとも残業させてはいけません。

※1名でも従業員がいる事業場は、届出が必要です。

36協定の届出がない事業場を優先して調査に入るとのことです

某広告会社、某運送会社の報道の通り、現在、行政の監督が著しく厳しくなっております。

36協定の届出は
社会保険労務士法人諏訪労務管理センターにお任せください!

36協定とは・・・

事業主と労働者代表が残業について協定を結ぶ(両者の捺印が必要)。この協定を労基に提出し初めて有効。

労働基準法第32条(労働時間)

1. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
2. 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。
→36協定を届出することにより残業(労働時間の延長)、休日労働をさせることが違法とならない。

労働基準法第119条(第32条に)該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- ❗ 事業主様のみならず、役職者(執行役員、部長等)も処罰の対象です。
- ❗ 会社の風評被害を生じる可能性があります。(悪評による取引先・顧客離れ)
- ❗ 未払い残業代請求・損害賠償請求等 行政的制裁以外にも問題・支払が生じる可能性があります。

未届け・期限切れの場合は、
ご連絡ください。

36協定作成・届出
(1事業場、期間:1年間)

1万円

QRコード



◆取引実績120社以上

社会保険労務士法人
諏訪労務管理センター

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90
TEL: 0266-52-2444
FAX: 0266-52-5244

障害年金

